

消防消第103号

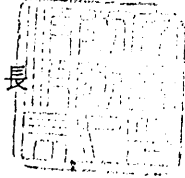
平成17年5月9日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁消防課長



消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部改正等について（通知）

平成17年消防庁告示第6号をもって、消防職員委員会の組織及び運営の基準（平成8年消防庁告示第5号）の一部が別添のとおり改正されたので通知します。

また、本制度の円滑な運用のため特に徹底を図る必要があると考えられる留意事項についても併せて通知します。

つきましては、下記の改正内容及び留意事項についてご了知の上、貴管下市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しても、この旨を周知徹底されるようお願いいたします。

記

1 改正内容

(1) 委員会の開催に関する事項

委員会の会議は、毎年度の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。 (第7条第1項関係)

これは、委員会の意見を受けて消防長が具体的に処置するためには予算措置が必要となることが多いことから、次年度の予算編成作業を勘案し、年度前半に委員会が開催されることが望ましいという趣旨によるものであること。

(2) 職員への周知に関する事項

委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。 (第8条の2関係)

これは、委員会の審議の結果等を職員に対して示すことにより、委員会の公正性

・透明性をより向上させるという趣旨によるものであること。

(3)「意見取りまとめ者」に関する事項

- ① 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者として意見取りまとめ者を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。 (第5条の2第1項関係)
- ② 意見取りまとめ者の定数は、第3条第1項の規定による標準的な規模の消防本部及び消防署の組織において4人とするを基本とするものとする。 (第5条の2第2項関係) また、消防本部及び消防署の組織の規模等の実情に応じ増減するものとする。この場合において、意見取りまとめ者の定数は2人以上とし、原則として10人を超えないものとする。 (第5条の2第3項関係)
- ③ 意見取りまとめ者の任期は、2年とするものとする。また、2期まで再任可能とする。 (第5条の2第4項及び第5項関係)
- ④ 消防職員は、消防組織法第14条の5第1項各号に掲げる事項に関して、別記様式により意見取りまとめ者を經由して委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を經由することに支障があると考えられる場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。 (第6条第1項関係)
- ⑤ 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べるものとする。 (第6条第2項関係)
- ⑥ 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。 (第7条第2項関係)

これは、意見取りまとめ者が以上の機能を果たすことにより、より効果的かつ円滑な委員会の運営に資するという趣旨によるものであること。

なお、意見取りまとめ者の制度の運用に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 職員による意見取りまとめ者の推薦は、委員の推薦と同様に、職員の話し合いにより行うべきものであるが、その際、組織区分ごとに推薦することとしても差し支えないこと。

イ 今回意見取りまとめ者を創設した趣旨にかんがみれば、職員から提出された意見は、原則として意見取りまとめ者を經由して提出されることが望ましいこと。

2 留意事項

以下の事項については、本制度の円滑な運用のため特に徹底すべき事項として、これまでの通知において留意事項として示してきたものも含めて再度通知します。

(1) 委員会の委員の推薦に関する事項

職員による委員の推薦については、当該組織区分に所属する職員の話し合いにより行うべきものであり、各職場における業務の打ち合わせ等の機会の利用、推薦のための会議の開催等により行うべきものであること。

(2) 再度意見提出することに関する事項

一度提出し、審議された意見について、次年度以降に同内容のものを提出することも差し支えないこと。例えば、委員会審議において、「実施が適当」とされたが、消防長等によって未だ実施されない事項について、次年度以降再度意見提出し、委員会において消防長の処置結果を踏まえた審議を再度行うことも意義あることと考えるべきであること。

(3) 消防長の処置等に関する事項

消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるものであること。

また、消防長は、消防長が処置した結果の要旨を職員全員に周知するものであること。

以上